

京都カナリヤ会 会則

1 名称

この会は、京都カナリヤ会といたします。

2 目的

この会は、アレルギーやシックハウス症候群、化学物質過敏症など、身の回りの有害化学物質による健康被害に関する経験や情報を交換するとともに、関連する専門家の協力のもとに健康被害者への支援、有害化学物質による生活環境汚染と健康被害の予防をめざします。

3 会員

この会は、この会の目的に賛同する個人によって構成します。

会員は、本人または家族が有害化学物質による健康被害の発症者とします。

会費は、年会費（4/1～3/31）一口2000円（何口でも可）とします。

会費の払込先は、以下の通りです。

郵便振替口座 00950-7-206972

加入者名 京都カナリヤ会

4 賛助会員

この会の目的に賛同し、財政的な支援をしていただく個人・団体は、賛助会員としてこの会に参加いただきます。

賛助会員の会費は、年会費一口2000円（何口でも可）とします。

払込先は、前項と同じです。

5 役員

この会は、次の世話人をおきます。世話人の任期は2年間とします。（再任も可）

- （1）世話人代表
- （2）事務局長
- （3）会計
- （4）世話人

6 相談役

この会は、相談役をおきます。役員は会の運営について相談役に各専門分野の助言を受けます。

7 会の運営

この会の運営は、会費、賛助会費、寄付金、その他の収入によって行ないます。

8 事業

この会は、つぎの事業を行ないます。

- （1）有害化学物質による健康被害に関する経験や情報の交換
- （2）有害化学物質による健康被害に関する調査研究及び普及啓発
- （3）有害化学物質による健康被害者への支援
- （4）行政や医療機関に対する要望反映
- （5）会員の証言を集約する

9 役員会（世話人会）

この会は2ヶ月に1回程度例会をひらき、この会の運営について協議します。

10 総会

この会の重要事項は、総会によって決めることにします。

11 会計年度

この会の会計年度は4/1～3/31とします。会費は年度当初からの起算とします。

1 2 退会

次に該当する会員は退会（徐名）の対象とする。

- (1) 1年を超えて会費の払い込みがない者、届け出がなく住所が不明となった者
- (2) 本会の決議事項、本会則、本会の趣旨に反する行動をした者

会則 1 3 設立年月日

この会は2007年11月21日に設立準備会を結成し、2008年3月8日に設立しました。

付則

- 1 この会則は、2007年11月21日から発効します。
- 2 別紙1 に役員・相談役氏名並びに事務局所在地を記載します。
- 3 この会則は、2008年6月14日に一部修正しました。
(「事務局長」の設置)
- 4 この会則は 2009年3月14日に一部修正しました。
(役員の名称・相談役委嘱・事務局所在地の変更)
- 5 年度中に発生した会則の修正を要する事案は役員と相談役が検討の上、決めます。
- 6 この会則は 2011年4月10日に一部修正しました。
(目的・会員・相談役・事業の一部変更)
- 7 この会則は 2012年に追加記載しました。
(設立年月日)